

千葉県告示第361号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2第1項の規定に基づき、地域的な共同活動のため不動産又は不動産に関する権利等を保有するため地縁による団体として次のとおり認可したので、同条第10項の規定により告示します。

令和3年4月27日

千葉市長 神谷 俊一

1 名称

千葉市松波町会

2 規定に定める目的

町会は、会員相互の親睦を図りながら福祉を増進し、地域の生活環境の改善と防災等に努め行政との協議、協力を進めつつ住民のための町づくりを行うことを目的とする。

ただし町会は、特定の政党、宗教、思想のために利用してはならない。

3 区域

町会の区域は、千葉市中央区松波1丁目1番から4丁目23番までの区域とする。

4 主たる事務所

町会の事務所は、松波会館（千葉市中央区松波2丁目22番35号）内に置く。

5 代表者の氏名及び住所

氏名 竹下 登志成

住所 千葉市中央区松波3丁目14番10号

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無及び職務代行者の選任の有無

（職務代行者が選任されている場合は、その氏名及び住所）

無

7 代理人の有無（代理人がある場合は、その氏名及び住所）

無

8 規約に解散の事由を定めたときは、その事由

町会は、総会の議決に基づいて解散する。

9 認可年月日

令和3年4月27日